

回覧

令和 8 年 4 月 15 日

該当行政区にお住まいの皆様

大分県知事 佐藤 樹一郎 (別府土木事務所)
杵築市長 永松 悟 (危機管理課扱い)

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について

平素より大分県の土木行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では平成 15 年度から、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)に基づき、土砂災害の恐れのある区域について基礎調査を行い「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うとともに、市と協働してハードとソフトによる総合的な土砂災害対策を推進し、安全安心な地域づくりに努めているところです。

貴行政区における調査の結果、別紙資料に示す区域が土砂災害の恐れがある箇所として確認されましたのでお知らせします。日頃より避難路、避難場所を確認するとともに、雨天時には最新の気象情報や斜面のひび割れや山鳴りなど土砂災害の前兆現象に留意し早めの避難を心がけてください。

調査結果の詳細につきましては、添付のパンフレット等をご参照いただくか、下記担当者までお問い合わせください。

今後とも土砂災害防止法に基づく現地調査及び区域指定に対する皆様のご理解、ご協力をお願いします。

〔調査結果に関するお問い合わせ〕

担 当 課 別府土木事務所 河港砂防課 砂防班 小川・岡崎
TEL 0977-67-0215

〔避難所・避難場所に関するお問い合わせ〕

担 当 課 杵築市役所危機管理課 土田・合田
TEL 0978-62-1802

知ってまますか？ 土砂災害警戒区域

～土砂災害から生命を守るために～



写真)土砂災害警戒区域内で発生した土石流

集積量が30センチ以上ある土砂が、斜面を滑り落ちて、土砂災害の原因となる自然現象

山崩れが発生すると、土砂が、斜面を滑り落ちて、土砂災害の原因となる自然現象

県では、土砂災害による被害を受けるおそれがある区域の土砂災害防止法に基づき

基礎調査を実施しています。

(写真の調査実施場所はホームページを参照してください。)

調査の実施において皆様のご協力に立ち入る場合があります。

調査へのご理解とご協力をお願いします。



詳しくは Web で

<http://www.pref.otsu.jp/otsu/otsu/sabo/ksa/ksa/ksa.html>

大分県基礎調査



検索

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的に制定されました。

調査から指定までのながれ



※法廷により基礎調査結果は、指定に先立ち公表します

土砂災害警戒区域等に指定されると

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域

警戒避難体制の整備 (市町村)

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

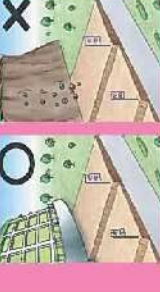
警戒避難体制: 災害が発生した場合に、被害を未然に防ぐために市町村が中心となって整える体制の事。



土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損傷が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

●特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の新築等の行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

●建築物の構造規制 (県・市)



居室を有する建築物は作用と想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

●建築物の移転勧告 (県)



著しい損傷が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

土砂災害から身を守るために

「日頃の備え」と「早めの避難」を

土砂災害は突然起こることが多く、目の前に危害が知るまで、準備が足りないことが多い。特に台風や地震の時期は災害が多いので、日頃の備えと早めの避難に心がけましょう。



お問い合わせ先

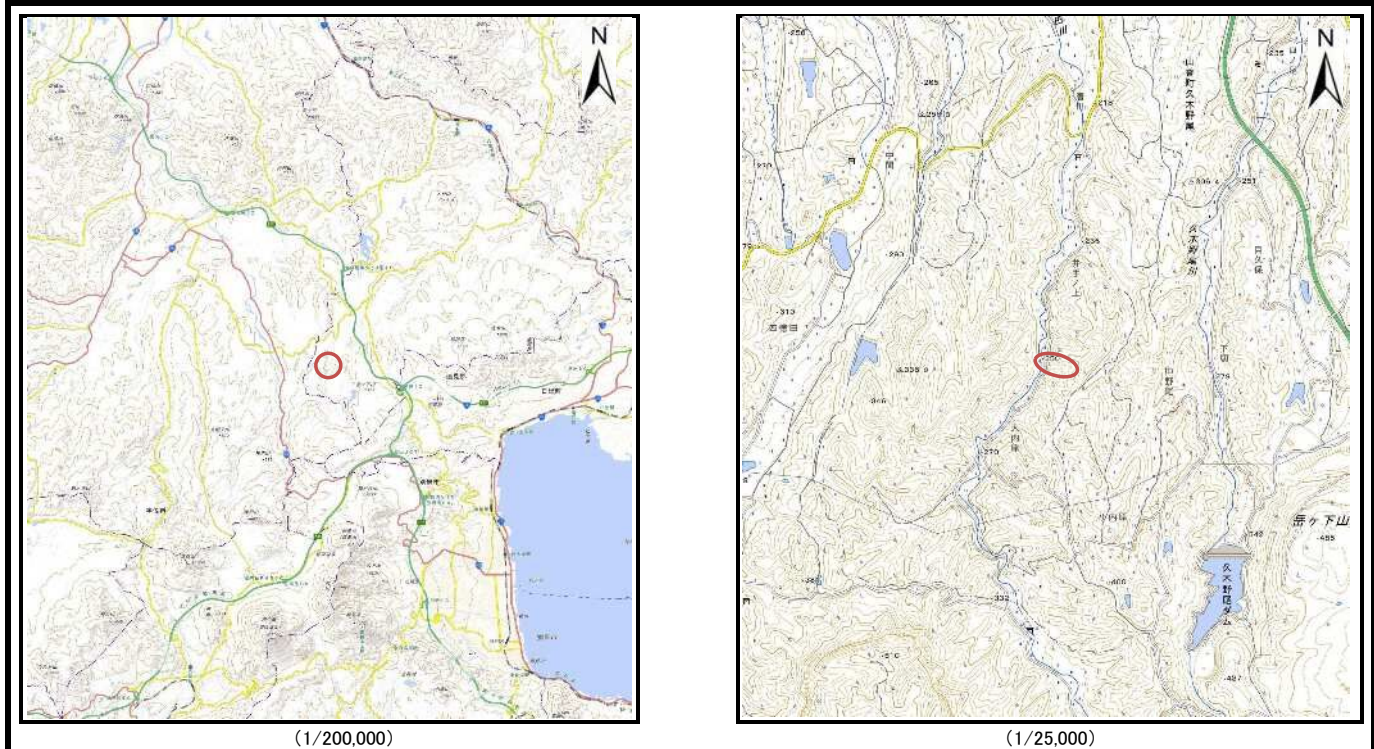
大分県 土木建築部 砂防課
097-506-4634

または、最寄りの土木事務所へ
お問い合わせ先

<http://www.pref.otsu.jp/sabo/sabo/>



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

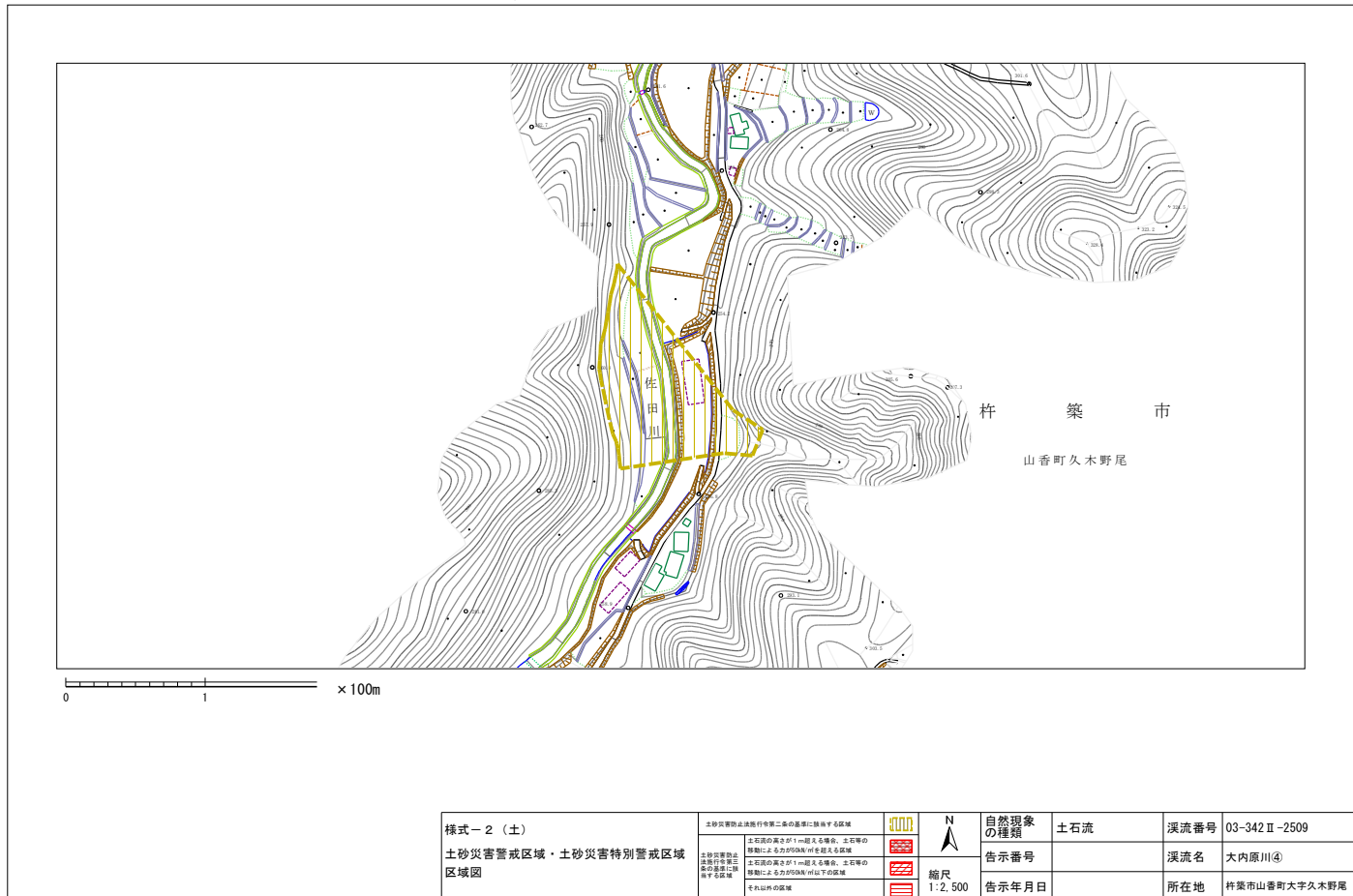
(1/25,000)

様式-1 (土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

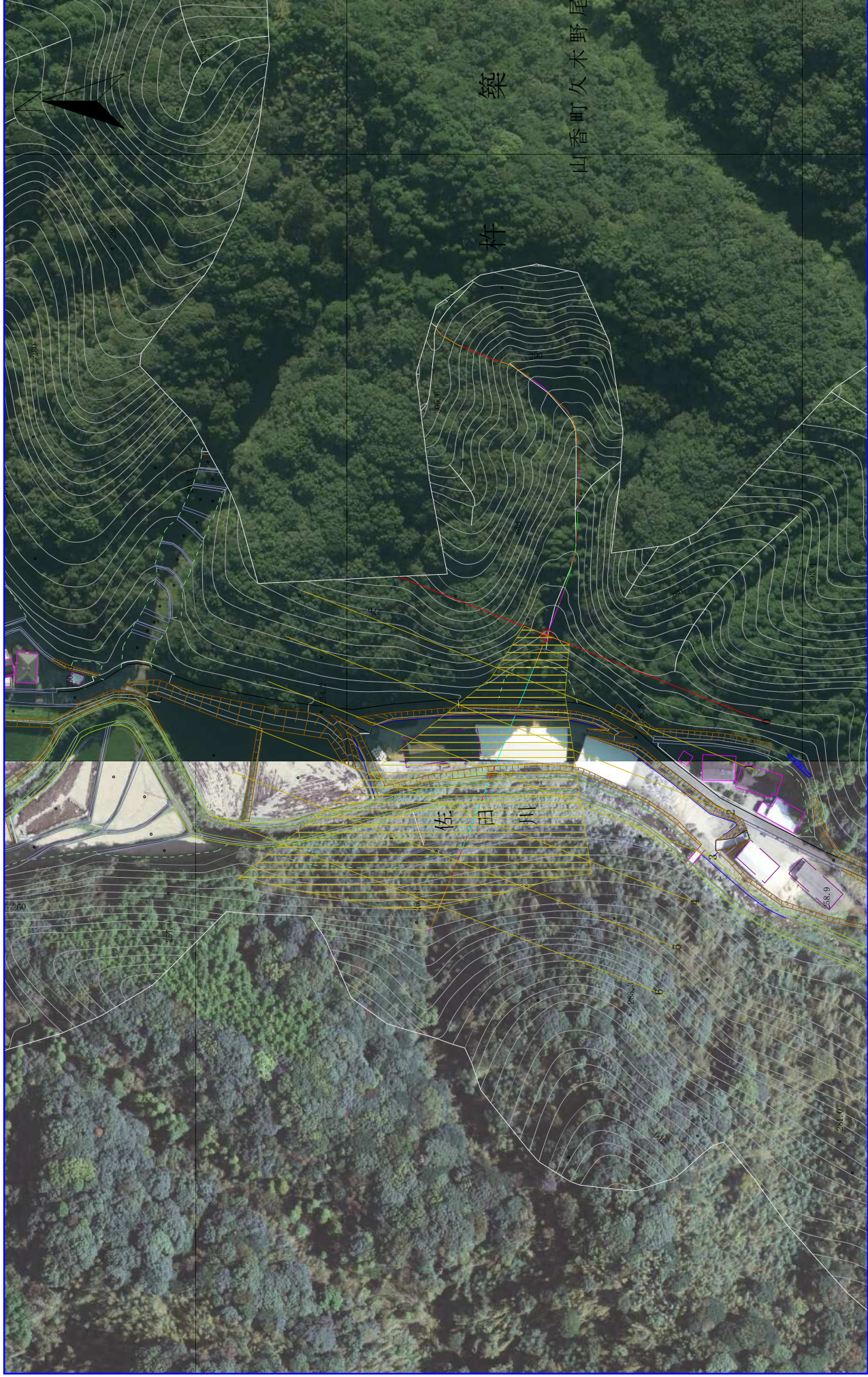
自然現象の種類	土石流
溪流番号	03-342Ⅱ-2509
溪流名	大内原川④
所在地	杵築市山香町大字久木野尾

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R7JHF 48」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

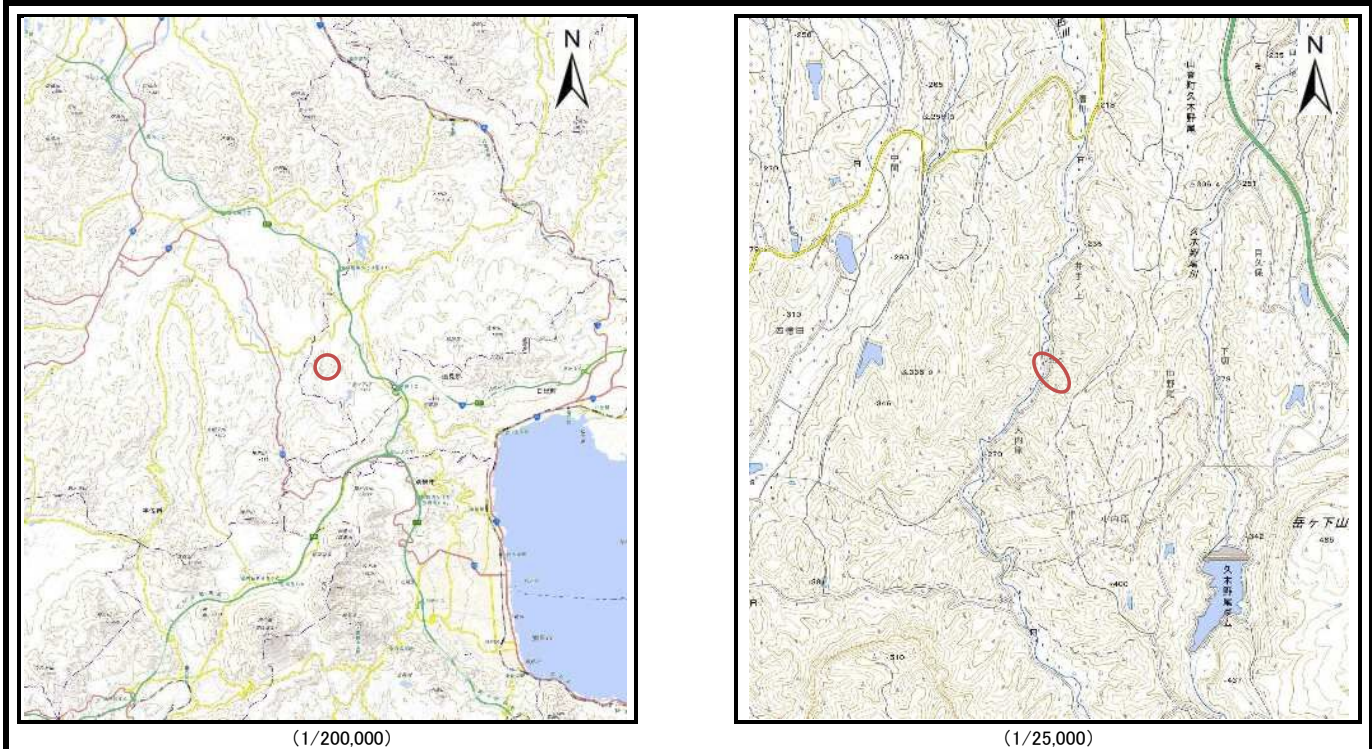
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



様式-2 (土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 土石流	溪流番号	03-342Ⅱ-2509	
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			告示番号	溪流名	大内原川④
	土砂災害防止法施行令第4条の基準に該当する区域			告示年月日	所在地	杵築市山香町大字久木野尾
	縮尺	1:2,500				



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

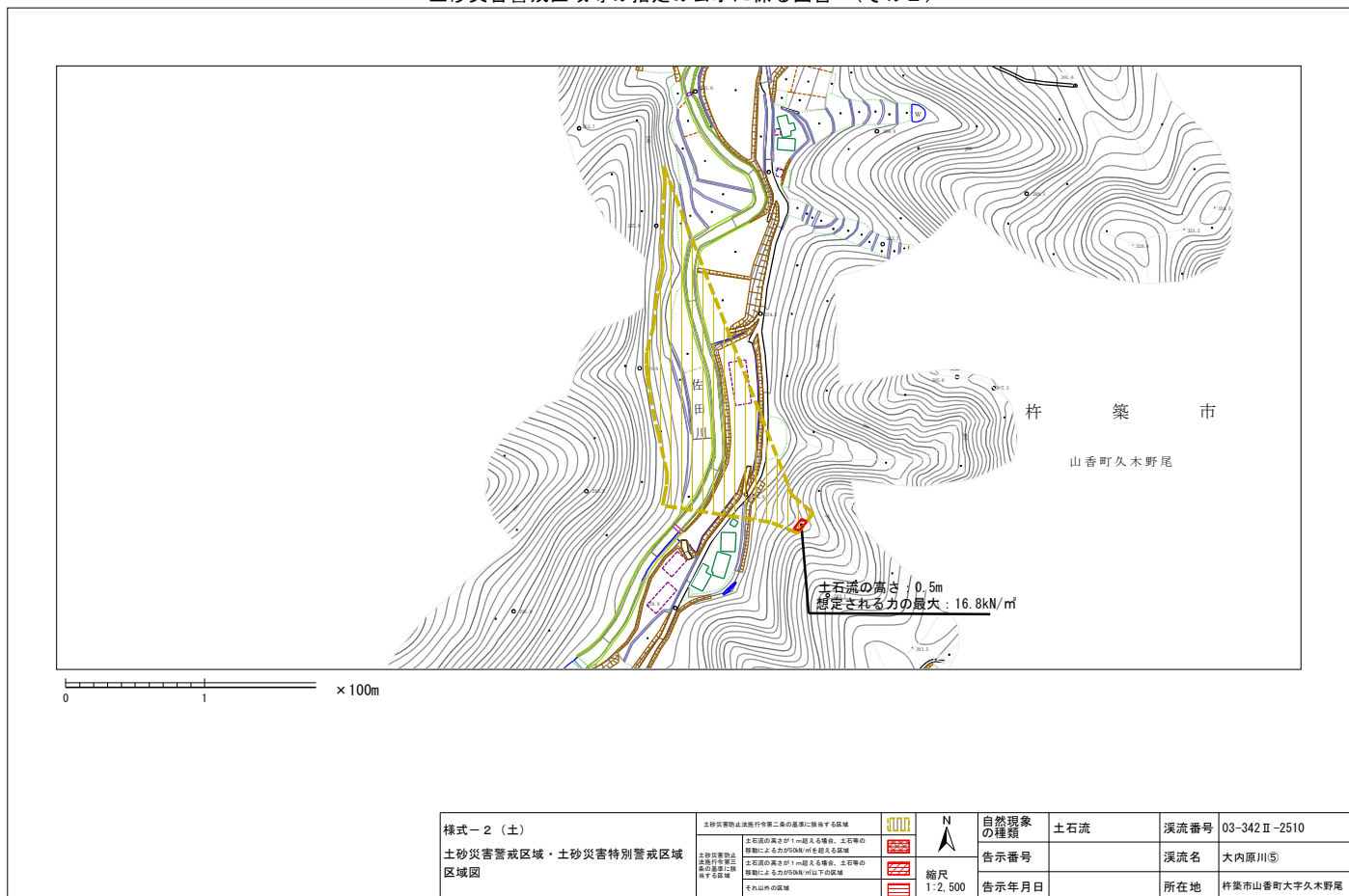
(1/25,000)

様式-1 (土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	土石流
溪流番号	03-342Ⅱ-2510
溪流名	大内原川⑤
所在地	杵築市山香町大字久木野尾

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R7JHf 48」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



様式-2 (土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 土石流 告示番号 告示年月日	溪流番号	03-342Ⅱ-2510
	土石流の高さが1mを超えを導発、土石流の 発動による力が河川幅10mを超えを導発			溪流名	大内原川⑤
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域 それ以外の区域			所在地	杵築市山香町大字久木野尾
	縮尺 1:2,500				

